

公益社団法人東京都理学療法士協会

会費割引制度について

令和4年6月

事務局 ライフサポート部

1. 会費割引について

【1】育児休業割引

令和4(2022)年度より「1) 育児休業期間中に育児休業割引申請を行った会員」も対象となりました(3. 会費規程(抜粋)参照)。これに伴い、日本理学療法士協会(以下、JPTA)に育児休業割引申請を行い承認された会員の皆様も、本会育児休業割引対象者といたします。JPTAの対象者は育児休業期間中に割引申請を行った会員です。詳細はホームページ等でご確認ください(URL:
<https://www.japanpt.or.jp/pt/announcement/member/06/childcare/> (2022年6月5日現在)。

令和5年度(2023年度)よりJPTA同様、JPTAシステムから翌年度TPTA年会費が減額され、TPTA年会費は2,000円となります。ただし、令和4(2022)年度のTPTA年会費は、制度移行期間のため年会費10,000円が引き落とされますが、育児割引対象の確認が取れ次第、割引額8,000円を返金いたします。

従来からの本会育児休業割引の対象者は、「2) 0～満3歳までの子供を主として育児をしている会員で、被扶養者である会員」です。こちらも引き続き育児休業割引の対象となりますので、以下をご確認のうえ手続きをお願いします。

【育児休業割引 2) の申請について】

(0～満3歳までの子供を主として育児をしている会員で、被扶養者である会員)

(1) 対象

- ・ 0～満3歳までの子どもを主となって育児をしており、かつ被扶養者*1となっている本会会員
- ・ 割引対象期間に東京都理学療法士協会に在会していること(休会者は復会申請と同時に申請が必要です)
- ・ 全ての本会関係債務が弁済済みであること

*1 ここでは「被扶養者」を、配偶者等に扶養されており、年間の合計所得金額が48万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)である者としてします。

(2) 対象期間

0～満3歳までの子どもを主となって育児をしている期間で、被扶養者である年を対象とする。

(3) 割引後年会費

「2000円(割引金額8000円)」

(4) 申請手続き

下記①から④の書類を、本会事務局へ簡易書留など追跡可能な方法にてご郵送ください。①、②は本会 HP に掲載されている「会費割引申請書および同意書」ファイル(Word 形式)をダウンロードし、使用してください。

- ① 「会費割引申請書」:申請書につきましては、口座番号などの誤判定防止のため、申請書必要事項の入力をお願いしております。必要事項を入力した後プリントアウトしてください。
- ② 「同意書」:同一子対象期間に対し初回のみご提出ください。手書きでの記載ならびに押印をお願い致します。

- ③ 「課税(非課税)証明書」:対象期間に被扶養者であることの証明となる本書類のご提出をお願いします。
- ④ 「母子手帳コピー」:子の存在および年齢が確認できる項目、同一子対象期間に対し初回のみご提出ください。

(5) 申請期限

対象期間の翌年12月末日までです。

対象期間の課税(非課税)証明書は翌年入手可能です。その時点で申請してください。

(6) 割引可否の決定と通知

本会により可否検討が行われ、申請者へ可否決定の通知をします。

(7) 会費返金

割引が承認された場合、返金指定口座へ割引金額(8000円)を返金されます。返金時期は対象期間翌年度年会費徴収後となります。

(8) 申請書類郵送先

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-26-5 バロール代々木 409
公益社団法人東京都理学療法士協会事務局

【2】シニア割引

シニア割引の対象者は従来同様ですが、令和4年度以降の申請は、本会への手続きを行わなくともJPTAのシニア割引申請すれば連動するシステムに変更いたしました。これは、本会とJPTAのシニア割引対象条件が同様であるためです。制度移行期間の為令和4年度は会費の割引額8,000円を返金する形となりますが、令和5年度よりJPTAシステムから翌年の会費引き落としは減額された2,000円が引き落とされる形となります。

(1) シニア割引の対象

- ・ 65歳以上かつ在会25年以上(休会期間は問わない)の在会会員
- ・ 申請年度および申請翌年度に在会していること
- ・ 全ての本会関係債務が弁済済みであること

(2) 対象期間

- ・ 申請年度の翌年度より割引を開始する。取り消しが無ければ自動継続とする。

【その他連絡事項】

- ・ 会費の減免は、本会年会費や研修会参加費等の未納がある場合は適用されません。
- ・ 提出後、事務手続きが完了するまで所定書類の確認の都合上、一定期間を必要とすることをご承知おきください。
- ・ 書類の不備等がある場合には、同意書にある連絡先に本会より連絡させていただきます。

2. Q&A

Q1 異動した時はどうなりますか。

A 都内異動は、影響しません。

都外異動は、対象期間に本会に年会費を納めていた場合、その期間のみ対象となります。異動後については、該当都道府県士会の制度を御確認下さい。

Q2 割引申請後、休会申請したらどうなりますか。

A 休会が受理されれば割引申請は無効です。

Q3 インターネット環境がなく申請できません。

A. 下記問い合わせ先にご連絡ください。

Q4 扶養の範囲は130万円ではないのでしょうか。

A 社会保障制度の「扶養」には、「税制上の扶養」と「社会保険上の扶養」の2つがあります。

「社会保険上の扶養」を外れる、例えば配偶者の社会保険の扶養から外れる基準の1つが130万円の所得です。

本会が基準としているのは「税制上の扶養」であり、所得税が発生する103万円を基準としています。

Q5 日本理学療法士協会の育児休業割引は対象になっていますが、適用年度の収入があり、所得課税対象となっています。東京都理学療法士協会の育児休業割引の対象になりますか。

A 令和4年度以降の申請者は対象となります。

3. 会費規程(抜粋)

(会費の減免)

第5条 定款細則Ⅳ会費関する項6及び7 育児休業割引及びシニア割引の会費の減免については、以下の通りとする。

2 会費の減免は申請を原則とする。

3 育児休業割引の対象は割引適用年度に在会しており、次のいずれかに該当する会員とする

1) 育児休業期間中に育児休業割引申請を行った会員

2) 0～満3歳までの子供を主として育児をしている会員で、被扶養者である会員

4 育児休業割引は申請年度の翌年度会費に適用する。

5 シニア割引の対象は65歳以上かつ在会25年以上の会員で、シニア割引申請を行った会員を対象とする。

6 シニア割引は申請年度の翌年度より適用が開始される。取り消しの申請がなければ自動継続とする。

7 第1項に定める会費の減免は、本会会費や研修会参加費等の未納など、本会に対して何らかの債務を負う会員には適用しない。

4. お問い合わせ先

公益社団法人東京都理学療法士協会 ライフサポート部 lifesupport@pttokyo.net

※ご不明な点がございましたら、本会ホームページ「お問合せフォーム」からお問合せください。

<http://www.pttokyo.net/form>